

特定非営利活動法人 リヴォルヴ学校教育研究所 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 リヴォルヴ学校教育研究所 という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を茨城県つくば市内に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、不登校といわれる状態にある児童生徒や学習につまずきがちな子ども達の学び と育ちを支え、多様な個性の伸長を目指すとともに、これまで主に行政によって担われてきた「公教育」に参画し、市民と行政、保護者と学校教育関係者の相互理解、相互扶助を促進すること、より良い子育て環境の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 災害救援活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 不登校といわれる状態にある児童生徒や学習につまずきがちな子ども達を主な対象としたもう1つの学びと育ちの場の運営事業
- ② 学びの多様性と困難やつまずきへの理解を深め、一人ひとりに異なる育ちをより良く支えるためのセミナーやワークショップ等の開催事業
- ③ 世代や地域を超えて多様な人々が集い、学びあう機会を創出し、より豊かな子育て・子育て環境の実現に寄与することを目的とした「もう1つの場：オルタナティブ・スペース」の運営事業
- ④ 前各号の事業に関する調査研究、教材開発、広報活動、普及啓発、人材育成、政策提言及び連携促進に係る事業
- ⑤ 災害で被災した子ども達の学びを支えるための事業
- ⑥ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 前号④に掲げる事業の成果物の販売
- ② 前号に掲げる事業に関連する役務の提供、斡旋

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動に参画する個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会する個人又は団体

(入 会)

第7条 会員になろうとするものは、理事会が別に定める入会申込書により、理事会に申し込むものとする。

2 理事長は、前項の申込者が、第3条に定める本会の目的に賛同し、第5条に定める活動及び事業に協力できると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾するものとし、入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名されたとき

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により除名しようとする会員には、その除名の議決を行う総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び事務局

(種別及び選任)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上10人以内
 - (2) 監 事 1人以上 3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。又、1人を常務理事とすることができる。
- 3 役員は、総会において選任する。
- 4 理事長、副理事長、常務理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、会務を総括する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐してこの法人の常務を処理し、理事長及び副理事長に事故あると

き又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

6 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員の補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、第11条第2項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるときは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第19条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、所要の職員を置き、理事会がこれを任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種類)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更の承認
 - (5) 事業報告及び活動決算の承認
 - (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 会費の額
 - (8) 解散した場合の残余財産の処分
 - (9) その他この法人の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第41条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (3) その他本法人の運営に関する必要な事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 総会及び理事会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の請求があったときは、その請求の日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号及び第3号の請求があったときは、その請求の日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、会議の日の7日前までに文書、ファックス、電子メールのいずれかをもって通知しなければならない。

4 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、会議の日の7日前までに文書、ファックス、電子メールのいずれかをもって通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第26条 会議は、その会議を構成する正会員総数又は理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 27 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員及び理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 1 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 42 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

5 前項の規定により表決した理事は、第 26 条、第 27 条第 2 項及び第 29 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

6 総会又は理事会の議決について、特別の利害関係を有する正会員又は理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 総会にあつては、正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）、理事会にあつては、理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のうちからその会議において選出された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

3 第 27 条第 3 項の規定により、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 30 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

- (4) 財産から生ずる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益
- (資産の区分)

第 31 条 この法人の資産は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 32 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決による。

(会計の原則)

第 33 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 34 条 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 35 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 36 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 37 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 38 条 第 35 条に規定した総会の議決を経た事業計画及び活動予算の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、理事長はその後最初に開催する総会にこれを報告し、承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、事業年度終了後 3 ヶ月以内に、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日において始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 41 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 6 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 42 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
 - (10) 定款の変更に関する事項
- （解散）

第43条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
（残余財産の帰属）

第44条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会に出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人に譲渡するものとする。
（合併）

第45条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第7章 公告の方法

（公告の方法）

第46条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第8章 雑則

（細則）

第47条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第13条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次の者とし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2003年3月31日までとする。

理 事 長 小野村 哲

常務理事 田中 紀子
理事 市川 昭子
理事 鈴木 桂子
理事 渡辺 治久
監事 小野村 順子

- 3 この法人の設立当初の事業計画は及び収支予算は、第 22 条第 1 項第 4 号及び第 35 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 40 条の規定にかかわらず、成立の日から 2002 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の年会費は、第 8 条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

正会員 (個人)	5, 000 円
(団体)	10, 000 円
(学生)	2, 500 円
賛助会員 (個人)	3, 000 円 (1 口以上)
(団体)	10, 000 円 (1 口以上)

付 則 (平成 23 年 5 月 21 日)

- 1 この定款の変更は、所轄庁の認証の日から施行する

付 則

- 1 この定款の変更は、所轄庁の認証の日 (平成 27 年 9 月 8 日) から施行する

付 則

- 1 この定款の変更は、所轄庁の認証の日 (平成 28 年 11 月 2 日) から施行する

付 則

- 1 この定款の変更は、所轄庁の認証の日 (平成 29 年 5 月 28 日) から施行する

付 則

- 1 この定款の変更は、所轄庁の認証の日 (令和 6 年 月 日) から施行する

様式例（定款変更の日の属する事業年度）

2024 年度の事業計画書

2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人リヴォルヴ学校教育研究所

1 事業実施の方針

- ・定款変更の日の属する事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 不登校といわれる状態にある児童生徒や学習につまづきがちな子ども達を主な対象としたもう一つの学びと育ちの場の運営事業	不登校などとされる状態にある児童生徒への広い意味での学びの支援及び教育相談等その保護者への支援を行う	(A)通年 週5日 (B)つくばセンタービル(つくば市) (C)15名程度	(D)小中高校生及びその保護者 (E)40人程度	32,102
② 学びの多様性と困難やつまづきへの理解を深め、一人ひとりに異なる育ちをより良く支えるためのセミナーやワークショップ等の開催事業	外部講師を招くなどし、不登校やLD(多様な学び/学習障害)等について理解を深め、支援の質を高めることを目的とした研修会を開催する	(A)不定期 (B)つくばセンタービル(つくば市)他 (C)5名程度	(D)支援者や保護者等 (E)不特定多数	500
③ 世代や地域を超えて多様な人々が集い、学び合う機会を創出し、より豊かな子育て・子育て環境の実現に寄与することを目的とした「もう一つの場：オルタナティブ・スペース」の運営事業	他の団体や個人とも協働し、不登校やそれに近い状態にある小中高校生を含めたより多くの児童生徒が、世代や地域を超えて、ともに学びあう場と機会を企画、運営する	(A)不定期 (B)つくばセンタービル(つくば市)他 (C)5名程度	(D)小中高校生を含めた多世代 (E)不特定多数	200
④ 前各号の事業に関する調査研究、教材開発、広報活動、普及啓発、人材育成、政策提言及び連携促進に係る事業	実践の成果を教材としてまとめるなどして広く還元するとともに、活動への理解と支援を広げるための情報発信を行う	(A)通年 (B)つくばセンタービル(つくば市) (C)5名程度	(D)小中高校生、支援者等 (E)不特定多数	300

⑤ 災害で被災した子ども達の学びを支えるための事業	バザーを行うなどし、災害で被災した子ども達に学用品を送るなどする	(A)不定期 (B)つくばセンタービル(つくば市)他 (C)5名程度	(D)小中高校生、支援者等 (E)不特定多数	0
⑥ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	不登校に近い状態にいたり、不安を抱えつつも登校を再開するなどした児童生徒への学習支援事業及び前号④に掲げた教材の普及を普及させる	(A)通年 (B)つくばセンタービル(つくば市)他 (C)5名程度	(D)小中高校生、支援者等 (E)不特定多数	1,800

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
前号④に掲げる事業の成果物の販売	「教材販売事業」 事業の成果物としてのひらがな教材、英語教材等を販売する	(A)通年 (B)二の宮務所等 (C)複数	1,652

2025年度の実業計画書

2025年4月1日から 2026年3月31日まで

特定非営利活動法人リヴォルヴ学校教育研究所

1 事業実施の方針

・定款変更の日の属する事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
① 不登校といわれる状態にある児童生徒や学習につまずきがちな子ども達を主な対象としたもう一つの学びと育ちの場の運営事業	不登校などとされる状態にある児童生徒への広い意味での学びの支援及び教育相談等その保護者への支援を行う	(A)通年 週5日 (B)つくばセンタービル(つくば市) (C)15名程度	(D)小中高校生及びその保護者 (E)40人程度	32,103
② 学びの多様性と困難やつまずきへの理解を深め、一人ひとりに異なる育ちをより良く支えるためのセミナーやワークショップ等の開催事業	外部講師を招くなどし、不登校やLD(多様な学び/学習障害)等について理解を深め、支援の質を高めることを目的とした研修会を開催する	(A)不定期 (B)つくばセンタービル(つくば市)他 (C)5名程度	(D)支援者や保護者等 (E)不特定多数	500
③ 世代や地域を超えて多様な人々が集い、学び合う機会を創出し、より豊かな子育て・子育て環境の実現に寄与することを目的とした「もう一つの場：オルタナティブ・スペース」の運営事業	他の団体や個人とも協働し、不登校やそれに近い状態にある小中高校生を含めたより多くの児童生徒が、世代や地域を超えて、ともに学びあう場と機会を企画、運営する	(A)不定期 (B)つくばセンタービル(つくば市)他 (C)5名程度	(D)小中高校生を含めた多世代 (E)不特定多数	400
④ 前各号の事業に関する調査研究、教材開発、広報活動、普及啓発、人材育成、政策提言及び連携促進に係る事業	実践の成果を教材としてまとめるなどして広く還元するとともに、活動への理解と支援を広げるための情報発信を行う	(A)通年 (B)つくばセンタービル(つくば市) (C)5名程度	(D)小中高校生、支援者等 (E)不特定多数	300

⑤ 災害で被災した子ども達の学びを支えるための事業	バザーを行うなどし、災害で被災した子ども達に学用品を送るなどする	(A)不定期 (B)つくばセンタービル(つくば市)他 (C)5名程度	(D)小中高校生、支援者等 (E)不特定多数	0
⑥ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	不登校に近い状態にいたり、不安を抱えつつも登校を再開するなどした児童生徒への学習支援事業及び前号④に掲げた教材の普及を普及させる	(A)通年 (B)つくばセンタービル(つくば市)他 (C)5名程度	(D)小中高校生、支援者等 (E)不特定多数	2,882

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
前号④に掲げる事業の成果物の販売	「教材販売事業」 事業の成果物としてのひらがな教材、英語教材等を販売する	(A)通年 (B)二の宮務所等 (C)複数	1,892

2024年度 活動計予算書案
 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日まで
 特定非営利活動法人リヴォルヴ学校教育研究所

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の 事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	250,000		250,000
賛助会員受取会費	180,000		180,000
2 受取寄附金			
受取寄付金	1,700,000		1,700,000
東日本大震災支援金	0		0
教材開発	500,000		500,000
教材販売	0	500,000	500,000
むすびつくばライズ学園	1,500,000		1,500,000
3 受取助成金等			
不登校児童生徒教室運営補助金	9,000,000		9,000,000
4 事業収益			
むすびつくばライズ学園運営事業	10,000,000		10,000,000
教材開発事業	0		0
オルタナティブ・スペース運営事業	200,000		200,000
学習支援事業収益	10,000,000		10,000,000
研修会事業収益	500,000		500,000
バナー広告収益	57,000		57,000
教材販売事業収益		2,500,000	2,500,000
5 その他収益			
受取利息	16		16
雑収益	2,040,000		2,040,000
経常収益合計	35,927,016	3,000,000	38,927,016
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	21,120,800	0	21,120,800
賞与	0	0	0
通勤費	468,000	0	468,000
法定福利費	2,400,000	0	2,400,000
福利厚生費	0	0	0
人件費計	23,988,800	0	23,988,800
(2) その他経費			
交際費	0	0	0
旅費交通費	283,000	0	283,000
支援物資購入費	0	0	0
通信運搬費	108,000	100,000	208,000

広告宣伝費	0	0	0
消耗品費	255,000	14,000	269,000
消耗什器備品費	1	0	1
修繕費	1	0	1
新聞図書費	39,600	1	39,601
研修費	50,000	0	50,000
印刷製本費	47,000	950,000	997,000
委託費	0	0	0
水道光熱費	360,000	0	360,000
支払地代家賃	7,904,580	0	7,904,580
賃借料	19,680	0	19,680
報償費	39,209	0	39,209
保険料	1,703,000	11,000	1,714,000
諸謝金	0	0	0
諸会費	0	9,900	9,900
支払手数料	105,000	9,000	114,000
販売手数料	0	650,000	650,000
委託販売手数料	0	0	0
租税公課	0	0	0
参加費	1	0	1
寄付金支出	0	0	0
リース料	0	0	0
仕入高	0	38,000	38,000
行事関連経費	0	0	0
期首商品棚卸高	0	0	0
期末商品棚卸高	0	870,855	870,855
商品処分損	0	△ 1,000,000	△ 1,000,000
他勘定振替高	0	0	0
その他経費計	10,914,072	1,652,756	12,566,828
事業費計	34,902,872	1,652,756	36,555,628
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	270,000		270,000
通勤費	1		1
法定福利費	0		0
福利厚生費	1		1
人件費計	270,002	0	270,002
(2) その他経費			
交際費	10,000		10,000
旅費交通費	4,730		4,730
支援物資購入費	0		0
通信運搬費	130,000		130,000
広告宣伝費	0		0
消耗品費	15,000		15,000
消耗品什器備品費	1		1
修繕費	0		0
新聞図書費	0		0
研修費	0		0
印刷製本費	55,438		55,438
水道光熱費	0		0
支払地代家賃	15,000		15,000

賃借料	594,000		594,000
保険料	1,600		1,600
諸会費	49,750		49,750
諸謝金	0		0
報償費	0		0
支払手数料	1		1
販売手数料	340,000		340,000
租税公課	0		0
参加費	0		0
委託費	23,400		23,400
支払利息	0		0
リース代	23,450		23,450
仕入高	99,000		99,000
行事関連経費	0		0
寄付金支出	0		0
期首商品棚卸高	0		0
期末商品棚卸高	0		0
商品処分損	0		0
他勘定振替高	0		0
その他経費計	1,361,370	0	1,361,370
管理費計	1,631,372	0	1,631,372
経常費用合計	36,534,244	1,652,756	38,187,000
当期経常増減額	△ 607,228	1,347,244	740,016
次年度繰越金			740,016

2025年度 活動計予算書案
 自 2025年4月1日 至 2026年3月31日まで
 特定非営利活動法人リヴォルヴ学校教育研究所

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の 事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	250,000		250,000
賛助会員受取会費	180,000		180,000
2 受取寄附金			
受取寄付金	1,700,000		1,700,000
東日本大震災支援金	0		0
教材開発	500,000		500,000
教材販売	0		0
むすびつくばライズ学園	1,000,000		1,000,000
3 受取助成金等			
不登校児童生徒教室運営補助金	9,000,000		9,000,000
4 事業収益			
むすびつくばライズ学園運営事業	10,000,000		10,000,000
教材開発事業	0		0
オルタナティブ・スペース運営事業	400,000		400,000
学習支援事業収益	12,000,000		12,000,000
研修会事業収益	500,000		500,000
バナー広告収益	57,000		57,000
教材販売事業収益		3,000,000	3,000,000
5 その他収益			
受取利息			
雑収益	2,040,000		2,040,000
経常収益合計	37,627,001	3,000,000	40,627,001
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0	0	0
給料手当	22,120,800	240,000	22,360,800
賞与	0	0	0
通勤費	468,000	0	468,000
法定福利費	2,400,000	0	2,400,000
福利厚生費	0	0	0
人件費計	24,988,800	240,000	25,228,800
(2) その他経費			
交際費	0	0	0
旅費交通費	355,000	0	355,000
支援物資購入費	0	0	0
通信運搬費	108,000	100,000	208,000

広告宣伝費	0	0	0
消耗品費	265,000	14,000	279,000
消耗什器備品費	0	0	0
修繕費	0	0	0
新聞図書費	39,600	1	39,601
研修費	50,000	0	50,000
印刷製本費	47,000	950,000	997,000
委託費	0	0	0
水道光熱費	360,000	0	360,000
支払地代家賃	7,904,580	0	7,904,580
賃借料	19,680	0	19,680
報償費	40,000	0	40,000
保険料	1,903,000	11,000	1,914,000
諸謝金	0	0	0
諸会費	0	9,900	9,900
支払手数料	105,000	9,000	114,000
販売手数料	0	650,000	650,000
委託販売手数料	0	0	0
租税公課	0	0	0
参加費	0	0	0
寄付金支出	0	0	0
リース料	0	0	0
仕入高	0	38,000	38,000
行事関連経費	0	0	0
期首商品棚卸高	0	0	0
期末商品棚卸高	0	870,855	870,855
商品処分損	0	△ 1,000,000	△ 1,000,000
他勘定振替高	0	0	0
その他経費計	11,196,860	1,652,756	12,849,616
事業費計	36,185,660	1,892,756	38,078,416
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	600,000		600,000
通勤費	1		1
法定福利費	0		0
福利厚生費	1		1
人件費計	600,002	0	600,002
(2) その他経費			
交際費	10,000		10,000
旅費交通費	4,730		4,730
支援物資購入費	0		0
通信運搬費	130,000		130,000
広告宣伝費	0		0
消耗品費	15,000		15,000
消耗品什器備品費	0		0
修繕費	0		0
新聞図書費	0		0
研修費	0		0
印刷製本費	55,000		55,000
水道光熱費	0		0
支払地代家賃	15,000		15,000

賃借料	594,000		594,000
保険料	1,600		1,600
諸会費	49,750		49,750
諸謝金	0		0
報償費	0		0
支払手数料	0		0
販売手数料	340,000		340,000
租税公課	0		0
参加費	0		0
委託費	500,000		500,000
支払利息	0		0
リース代	23,450		23,450
仕入高	99,000		99,000
行事関連経費	0		0
寄付金支出	0		0
期首商品棚卸高	0		0
期末商品棚卸高	0		0
商品処分損	0		0
他勘定振替高	0		0
その他経費計	1,837,530	0	1,837,530
管理費計	2,437,532	0	2,437,532
経常費用合計	38,623,192	1,892,756	40,515,948
当期経常増減額	△ 996,191	1,107,244	111,053
前年度繰越金額			740,016
次年度繰越金額			851,069